

作業工程 レベル2 保温材等を掻き落とし、切断又は破碎をせずに除去

除去、囲い込みを行う場合

■ … 石綿含有吹付け材等の使用がない場合でも必要な措置 ■ … 石綿含有吹付け材等を切断等により除去する作業に必要な措置



※1 書面及び現地での目視調査は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に規定される石綿含有建材調査者等に依頼することが望ましい。(令和5(2023)年10月からは義務付け)

※2 分析調査は、厚生労働大臣が認める分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者に依頼することが望ましい。(令和5(2023)年10月からは義務付け)

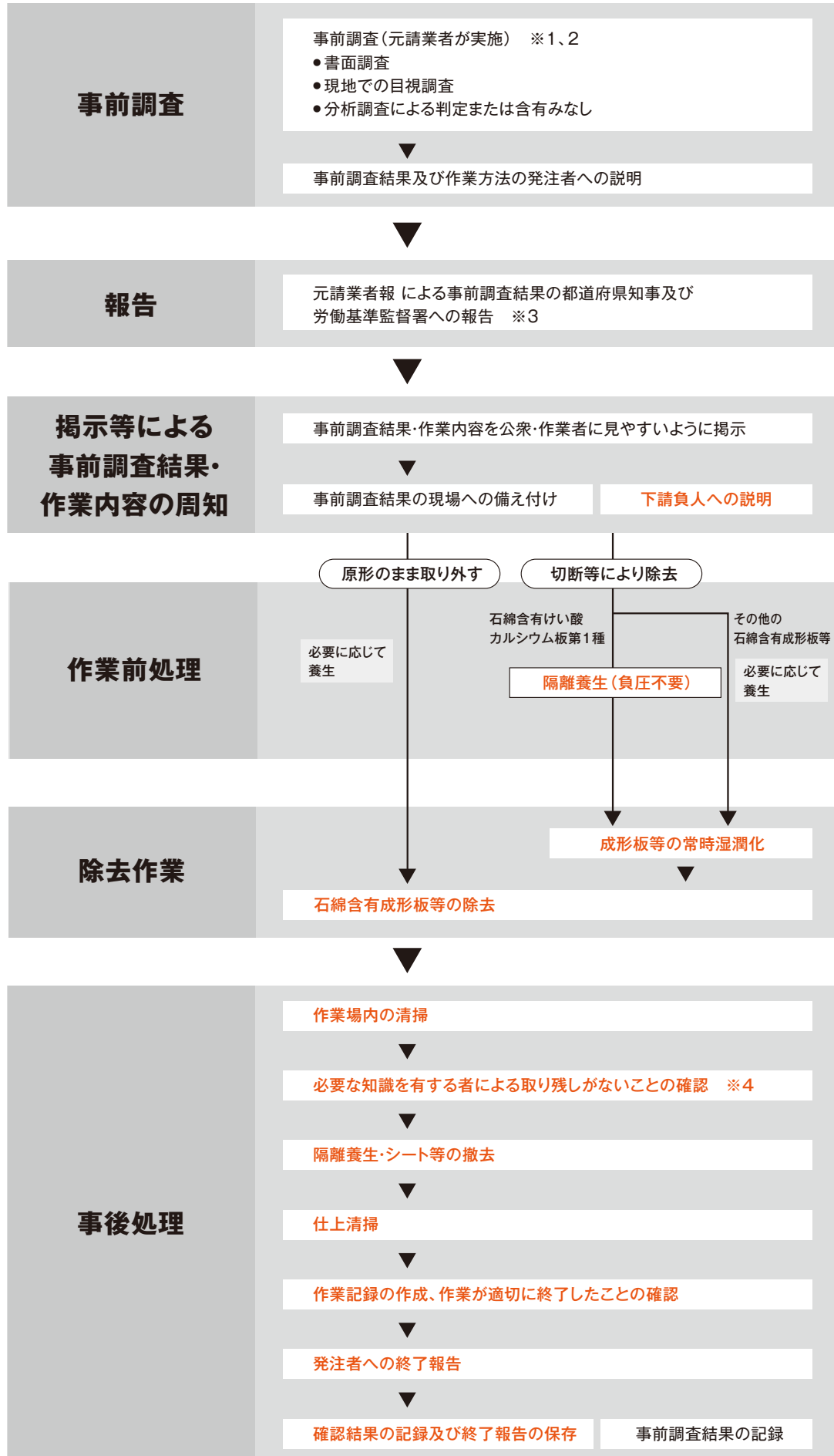
※3 令和4(2022)年4月1日より、規模要件に応じて電子システムで報告する。※石綿無しでも報告必要
建築物の解体:80㎡以上
建築物の改修等、工作物:請負金額100万円以上

※4 確認を適切に行うために必要な知識を有する者
建築物:※1の調査者等又は当該作業に係る石綿作業主任者
工作物:当該作業に係る石綿作業主任者

作業工程 レベル2 石綿含有成形板等の除去

解体・改修等における除去

■ … 石綿含有吹付け材等の使用がない場合でも必要な措置 ■ … 石綿含有吹付け材等を切断等により除去する作業に必要な措置



※1 書面及び現地での目視調査は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に規定される石綿含有建材調査者等に依頼することが望ましい。(令和5(2023)年10月からは義務付け)

※2 分析調査は、厚生労働大臣が認める分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者に依頼することが望ましい。(令和5(2023)年10月からは義務付け)

※3 令和4(2022)年4月1日より、規模要件に応じて電子システムで報告する。※石綿無しでも報告必要
建築物の解体:80㎡以上
建築物の改修等、工作物:請負金額100万円以上

※4 確認を適切に行うために必要な知識を有する者
建築物:※1の調査者等又は当該作業に係る石綿作業主任者
工作物:当該作業に係る石綿作業主任者